（法第二十八条第二項第一号の政令で定める額）

第五条　教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　前条第一項第一号に掲げる支給認定保護者　二万五千七百円

二　前条第一項第二号に掲げる支給認定保護者　二万五百円

三　前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者　一万六千百円

四　前条第一項第四号に掲げる支給認定保護者　三千円

五　前条第一項第五号に掲げる支給認定保護者　零

2　満三歳以上保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。第十二条第一項及び第十三条第二項において同じ。）に係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　前条第二項第一号に掲げる支給認定保護者　十万千円（短時間認定保護者にあっては、九万九千四百円）

二　前条第二項第二号に掲げる支給認定保護者　七万七千円（短時間認定保護者にあっては、七万五千八百円）

三　前条第二項第三号に掲げる支給認定保護者　五万八千円（短時間認定保護者にあっては、五万七千百円）

四　前条第二項第四号に掲げる支給認定保護者　四万千五百円（短時間認定保護者にあっては、四万九百円）

五　前条第二項第五号に掲げる支給認定保護者　二万七千円（短時間認定保護者にあっては、二万六千六百円）

六　前条第二項第六号に掲げる支給認定保護者　一万六千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万六千三百円）

七　前条第二項第七号に掲げる支給認定保護者　六千円

八　前条第二項第八号に掲げる支給認定保護者　零

3　特定満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　前条第三項第一号に掲げる支給認定保護者　十万四千円（短時間認定保護者にあっては、十万二千四百円）

二　前条第三項第二号に掲げる支給認定保護者　八万円（短時間認定保護者にあっては、七万八千八百円）

三　前条第三項第三号に掲げる支給認定保護者　六万千円（短時間認定保護者にあっては、六万百円）

四　前条第三項第四号に掲げる支給認定保護者　四万四千五百円（短時間認定保護者にあっては、四万三千九百円）

五　前条第三項第五号に掲げる支給認定保護者　三万円（短時間認定保護者にあっては、二万九千六百円）

六　前条第三項第六号に掲げる支給認定保護者　一万九千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）

七　前条第三項第七号に掲げる支給認定保護者　九千円

八　前条第三項第八号に掲げる支給認定保護者　零

4　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千百円」とあるのは「一万五千百円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、「一万六千三百円」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（法第二十八条第二項第二号の政令で定める額）

第六条　法第二十八条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定利用保育（同条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第三号において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者　二万五千七百円

二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用保育のあった月の属する年度（特別利用保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　二万五百円

三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　三千円

五　特別利用保育のあった月において被保護者である支給認定保護者　零

2　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千百円」とあるのは「一万五千百円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

（法第二十八条第二項第三号の政令で定める額）

第七条　法第二十八条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用教育（同条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第四号において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者　二万五千七百円

二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　二万五百円

三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　三千円

五　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

六　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　四万千五百円

七　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

八　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　五万千円

九　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

十　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　六万千円

十一　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

十二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　七万千円

十三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

十四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　九万千円

十五　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

十六　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　十一万千円

十七　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

十八　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　十二万千円

十九　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

二十　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　十三万千円

二十一　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

二十二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　十四万千五百円

二十三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

二十四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　十六万千円

二十五　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

二十六　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　十八万千円

二十七　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

二十八　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　二十万千円

二十九　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

三十　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　二十二万千円

三十一　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

三十二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　二十四万千円

三十三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

三十四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　二十六万千円

三十五　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

三十六　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　二十八万千円

三十七　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

三十八　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　三十万千円

三十九　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

四十　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　三十二万千円

四十一　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

四十二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　三十四万千円

四十三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

四十四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　三十六万千円

四十五　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

四十六　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　三十八万千円

四十七　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

四十八　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　四十万千円

四十九　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

五十　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　四十二万千円

五十一　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

五十二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　四十四万千円

五十三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

五十四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　四十六万千円

五十五　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

五十六　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　四十八万千円

五十七　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

五十八　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　五十万千円

五十九　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

六十　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　五十二万千円

六十一　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

六十二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　五十四万千円

六十三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

六十四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　五十六万千円

六十五　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

六十六　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　五十八万千円

六十七　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

六十八　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　六十万千円

六十九　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

七十　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　六十二万千円

七十一　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

七十二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　六十四万千円

七十三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

七十四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　六十六万千円

七十五　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

七十六　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　六十八万千円

七十七　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

七十八　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　七十万千円

七十九　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

八十　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　七十二万千円

八十一　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

八十二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　七十四万千円

八十三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

八十四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　七十六万千円

八十五　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

八十六　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　七十八万千円

八十七　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

八十八　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　八十万千円

八十九　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

九十　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　八十二万千円

九十一　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

九十二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　八十四万千円

九十三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

九十四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　八十六万千円

九十五　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

九十六　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　八十八万千円

九十七　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

九十八　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　九十万千円

九十九　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

百　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　九十二万千円

百一　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

百二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　九十四万千五百円

百三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

百四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（